

出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、感染症別の登校基準・登校の目安を明記しております。

お子さんが感染症に罹患した際は、下表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

《出席停止になる感染症の種類及び登校の基準》

分類	主な感染症の種類	登校の基準 学校保健安全法施行令第 19 条での取扱い
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト等	治癒するまで。 ※退院後、主治医から登校日について指示を受けてください。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	「発症後 5 日を経過」し、かつ、「解熱した後 2 日（ただし幼児（幼稚園児）においては 3 日）」経てば登校可。 ※裏面【表①】を参照
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了すれば登校可。
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過すれば登校可。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になれば登校可。
	風しん（三日ばしか）	発しんがなくなれば登校可。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたとなれば登校可。
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後 2 日経過すれば登校可。
	新型コロナウイルス感染症	「発症後 5 日を経過」し、かつ、「症状が軽快後 1 日を経過」すれば登校可。※裏面【表②】を参照
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。 ※主治医から登校日について指示を受けてください。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症※	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。 ※主治医から登校日について指示を受けてください。

※ 第三種の「その他の感染症」における登校の目安

感染性の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮したうえで、学校医の意見を聞き、学校が出席停止を判断します。受診後は必ず学校へ連絡してください。

「その他の感染症」の主な疾病	登校の目安
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可。
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可。
溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24 時間を経て全身状態が良ければ登校可。
伝染性紅斑（りんご病）	発しんのみで、全身状態が良ければ登校可。
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態が良ければ登校可。

【表①】学校におけるインフルエンザ出席停止期間早見表

	症状	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
例 1	発症後 1日後 に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2日後 に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
		出席停止								
例 4	発症後 4日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
		出席停止								
例 5	発症後 5日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
		出席停止								

○発症日とは、医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」となっています（学校保健安全法施行規則第19条）。なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

【表②】学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表

	症状	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
例 1	発症後 1日後 に軽快	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2日後 に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 3	発症後 3日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 4	発症後 4日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
		出席停止								
例 5	発症後 5日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
		出席停止								

○発症日とは、医療機関を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱など）が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○学校においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ、「症状が軽快後1日を経過するまで」となっています（学校保健安全法施行規則第19条）。なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは出席停止となります。